

令和8年度

山王海葛丸農業水利事業

山王海ダム取水トンネル等実施設計業務

現場説明書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

1 一般事項

(1) 契約の保証について

契約の保証については、別紙－1「契約の保証」のとおりである。

(2) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 上記アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

ウ 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

2 積算業務区分等について

本業務の予定価格積算は、以下のとおりである。

名称	適用基準
調査業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における機能診断調査業務
設計業務	土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）における設計業務

3 作業歩掛

本作業の作業歩掛は、別紙－2「作業歩掛」のとおり考えている。

なお、作業歩掛については、妥当性を検証するため、歩掛実態調査を行うものとする。

また、歩掛実態調査結果を別紙－3「歩掛実態調査表」にとりまとめ、監督職員へ提出するものとする。

4 安全費

本業務における安全費（率計上）については計上していない。

5 各種単価

本業務において見積等を採用している単価について、該当するものはない。

なお、情報共有システム初期登録費用及び情報共有システム月額利用料については、令和6年度から間接原価に含まれることとなったため別途積上げ計上をしていない。

6 打合せについて

本業務の打合せについては、下記のとおり考えている。

(1) 積算基地

盛岡市

(2) 交通手段

ライトバン

(3) 打合せ人員

(単位：人)

回数	主任技師	技師A	技師B
第1回	1.0	1.0	
第2回		1.0	1.0
第3回		1.0	1.0
第4回		1.0	1.0
第5回	2.0	1.0	
計	3.0	5.0	3.0

※各労務人員の1.0人の内訳は、打合せに0.5日、移動に0.5日を合わせて1.0人としている。

なお、照査技術者自身による報告に必要な経費については、最終打合せに主任技師1.0人(打合せ0.5日、移動0.5日)を計上している。

7 旅費交通費

(1) 調査業務機能診断(外業)

本業務における調査業務機能診断(外業)については、日帰りにより実施することで考えている。

なお、旅費交通費については以下のとおり考えている。

ア 積算基地

盛岡市

イ 旅費交通費(外業 積算基地～調査箇所)

旅費交通費は、次表のとおり計上している。

なお、交通費は、積算基地から現地までの移動に要する費用を計上している。

1式当り算出

名称	規格	数量	単位
ライトバン損料	積算基地～現地 乗車定員5名 排気量1.5L	29.0	日
ガソリン	積算基地～現地	175.5	L

(2) 打合せ（内業）

本業務における打合せ（内業）については、通勤により実施することで考えている。

なお、旅費交通費については、以下のとおり考えている。

ア 積算基地

盛岡市

イ 旅費交通費（内業 通勤 積算基地～山王海葛丸農業水利事業所）

旅費交通費は、次表のとおり計上している。

1 回当たり算出

名称	規格	数量	単位
ライトバン損料	積算基地～山王海葛丸農業水利事業所 乗車定員 5 名 排気量 1.5L	1.0	日
ガソリン	積算基地～山王海葛丸農業水利事業所	5.4	L

8 特別仕様書補足事項

(1) 開示用成果物の作成

特別仕様書第 5 - 1 条（成果物）に示す開示用成果物の作成に係る費用として、設計業務技術員 0.5 人及び電子媒体（CD-R）1 枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF 形式）を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、不開示情報が読みとれない状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

別紙ー 1 契約の保証

1 契約の保証について

(1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「日本銀行盛岡代理店（岩手銀行本店内）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北上土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 及川 克」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

(ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組

合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長 藤田 新二郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に、記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長 藤田 新二郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局山王海葛丸農業水利事業所長 藤田 新二郎」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) その他

ア 保険証券等の電磁的方法による提出

- (ア) (1)のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。
この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (イ) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。
契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

- (3) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

別紙－２ 作業歩掛

1 調査業務

(1) 山王海ダムー取水トンネル 土木及び建築

項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 現地踏査（診断）		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
2 近接目視調査（診断）				1.6人	1.6人	1.6人
3 機能診断調査（水路【トンネル】）			2.3人	2.3人	2.3人	2.3人
4 機能診断調査（放流設備操作室）			2.2人	2.2人	2.2人	2.2人
合計		1.0人	5.5人	7.1人	7.1人	6.1人

(2) 葛丸上流頭首工ー導水トンネル 土木

項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 現地踏査（診断）		1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	
2 近接目視調査（診断）				4.2人	4.2人	4.2人
3 機能診断調査（水路【トンネル】）			4.3人	4.3人	4.3人	4.3人
合計		1.0人	5.3人	9.5人	9.5人	8.5人

(3) 山王海ダムー取水トンネル 機械設備等

項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 現地踏査（事前調査）（診断）		3.0人	4.0人	4.0人	4.0人	4.0人
2 概略診断 概略診断調査（診断）		6.0人	10.0人	10.0人	10.0人	10.0人
合計		9.0人	14.0人	14.0人	14.0人	14.0人

2 設計業務

(1) 山王海ダムー取水トンネル 土木及び建築

項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 業務準備（診断）		1.4人	1.8人	1.6人		
2 資料調査（診断）			0.7人	1.2人	1.2人	
3 問診調査（診断）			0.9人	1.0人		
4 健全度評価（診断）		0.3人	0.9人	1.0人	1.4人	
5 農業水利ストック情報データの入力及び登録				1.0人	1.0人	
6 設計計画		0.9人	1.8人			
7 図面作成		0.3人	0.4人	2.4人	2.0人	0.8人
8 数量計算			0.8人	1.6人	2.0人	1.8人
9 施工計画		0.9人	0.9人	1.3人	0.4人	0.5人
10 特別仕様書作成		0.4人				
11 積算参考資料作成			0.5人	0.6人	1.6人	1.6人
12 総合検討		0.9人				
13 照査		0.5人				
14 点検取りまとめ			0.8人	0.8人	0.4人	0.4人
合計		5.6人	9.5人	12.5人	10.0人	5.1人

(2) 葛丸上流頭首工-導水トンネル 土木

項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 業務準備 (診断)		1.3人	1.8人	1.6人		
2 資料調査 (診断)			0.6人	1.1人	1.1人	
3 問診調査 (診断)			0.9人	1.0人		
4 健全度評価 (診断)		0.3人	0.9人	1.0人	1.4人	
5 農業水利ストック情報 データの入力及び登録				1.0人	1.0人	
6 設計計画		1.3人	2.6人			
7 図面作成		0.4人	0.7人	3.3人	2.6人	2.3人
8 数量計算			1.1人	2.2人	2.7人	5.5人
9 施工計画		1.2人	1.2人	1.9人	0.6人	1.6人
10 特別仕様書作成		0.6人	1.1人			
11 積算参考資料作成			0.9人	0.9人	2.5人	5.4人
12 総合検討		1.3人				
13 照査		0.7人				
14 点検取りまとめ			1.2人	1.2人	0.6人	1.2人
合計		7.1人	13.0人	15.2人	12.5人	16.0人

(3) 山王海ダム-取水トンネル 機械設備等

項目	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 事前調査 (診断)		2.0人	2.0人	2.0人		
2 現地調査 (設計)		3.0人	3.0人	3.0人		
3 概略診断 機能診断評価 (診断) (健全度評価)		2.0人	3.0人	3.0人	3.0人	
4 農業水利ストック情報 データの入力及び登録				1.0人	1.0人	
合計		7.0人	8.0人	9.0人	4.0人	

別紙－3 作業項目内訳表

1 調査業務

(1) 土木及び建築（山王海ダムー取水トンネル）

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 現地踏査（診断）	事前調査（過年度実施業務等）で得られた情報を参考に遠隔目視により変状の有無や変状個所の特定を行い、踏査結果を整理する。	○
2 近接目視調査（診断）	現地調査により決定した調査地点において、目視及び簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ、欠損、変形等計測、周辺観察等を含む）するとともにスケッチを作成する。	○
3 機能診断調査（水路【トンネル】）	トンネル施設の施設状態評価表に基づく以下の項目について調査を実施する。 ひび割れ ひび割れ以外 圧縮強度 中性化 変形・歪み 欠損・損傷 不同沈下 地盤変形 目地の変状	○
4 機能診断調査（放流設備操作室）	ポンプ場の施設状態評価表に基づく以下の項目について調査を実施する。 建屋 外壁内壁屋根 付帯施設	○

(2) 土木（葛丸上流頭首工ー導水トンネル）

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 現地踏査（診断）	事前調査（過年度実施業務等）で得られた情報を参考に遠隔目視により変状の有無や変状個所の特定を行い、踏査結果を整理する。	○
2 近接目視調査（診断）	現地調査により決定した調査地点において、目視及び簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ、欠損、変形等計測、周辺観察等を含む）するとともにスケッチを作成する。	○
3 機能診断調査（水路【トンネル】）	トンネル施設の施設状態評価表に基づく以下の項目について調査を実施する。 ひび割れ ひび割れ以外 圧縮強度 中性化 変形・歪み 欠損・損傷 不同沈下 地盤変形 目地の変状	○

(3) 機械設備等 (山王海ダムー取水トンネル (流量調節装置等))

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 現地踏査 (事前調査) (診断)	<p>設備の状況及び問題点を把握するために関係機関から事前に既存資料収集や聞き取り調査を行う。</p> <p>これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価及び劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。</p> <p>なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整理する。</p>	○
2 概略診断 概略診断調査 (診断)	<p>事前調査及び現地踏査により得られた情報をもとに、目視、触覚、聴覚等人間の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録や整備・補修記録及び、操作記録等から設備の状態、機能を確認する。</p> <p>なお、概略診断で健全度の把握ができない場合は詳細診断へ移行する。</p> <p>また、詳細診断を行う場合は監督職員と協議するものとする。</p>	○

2 設計業務

(1) 土木及び建築（山王海ダムー取水トンネル）

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 業務準備（診断）	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
2 資料調査（診断）	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	○
3 問診調査（診断）	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	○
4 健全度評価（診断）	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	○
5 農業水利ストック情報データの入力及び登録	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	○
6 設計計画	更新・補修に係る工法比較を行い補修等工法を決定する。	○
7 図面作成	<p>(1) 補修構造図 近接目視調査及び健全度評価に基づき補修に係る詳細図を作成する。</p> <p>(2) 構造図 トンネル部について、全断面の補修に関する構造一般図等の詳細図面を作成する。 また、放流設備室について、建築物の補修に関する構造一般図等の詳細図面を作成する。</p> <p>(3) 平面縦断図 平面縦断図に補修範囲、補修方法等を記入する。</p> <p>(4) 仮設図 下記の施工計画に基づく仮設図を作成する。</p>	○
8 数量計算	工区毎、施工工法区分毎、タイプ毎の補修材料、仮設工材料等の詳細な数量計算を行う。	○
9 施工計画	施工基本方針の検討、補修計画、補修に必要な仮設計画、全体工程計画等を作成する。	○
10 特別仕様書作成	提示する類似の工事の例を見本として、特別仕様書（工事数量表を含む）を作成する。	○
11 積算参考資料作成	<p>(1) 積算資料及び施工単価条件資料の作成 各工種において、積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定等）資料及び施工単価条件の選定資料等を作成する。</p> <p>(2) 特別単価作成 単価を作成する際、土地改良工事積算基準及び工事工種体系が定められていない工種で、各歩掛を組み合わせて構成した方が適切な場合には特別単価の作成を行う。</p> <p>(3) 標準積算システム入力 事業（務）所において、標準積算システムを利用して</p>	○
12 総合検討	前項までの作業について総合的に検討し、工事实施のための点検を行う。	○
13 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
14 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

(2) 土木 (葛丸上流頭首工-導水トンネル)

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 業務準備 (診断)	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
2 資料調査 (診断)	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	○
3 問診調査 (診断)	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	○
4 健全度評価 (診断)	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	○
5 農業水利ストック情報データの入力及び登録	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	○
6 設計計画	更新・補修に係る工法比較を行い補修等工法を決定する。	○
7 図面作成	(1) 補修構造図 近接目視調査及び健全度評価に基づき補修に係る詳細図を作成する。 (2) 構造図 全断面の補修に関する構造一般図等の詳細図面を作成する。 (3) 平面縦断図 平面縦断図に補修範囲、補修方法等を記入する。 (4) 仮設図 下記の施工計画に基づく仮設図を作成する。	○
8 数量計算	工区毎、施工工法区分毎、タイプ毎の補修材料、仮設工材料等の詳細な数量計算を行う。	○
9 施工計画	施工基本方針の検討、補修計画、補修に必要な仮設計画、全体工程計画等を作成する。	○
10 特別仕様書作成	提示する類似の工事の例を見本として、特別仕様書(工事数量表を含む)を作成する。	○
11 積算参考資料作成	(1) 積算資料及び施工単価条件資料の作成 各工種において、積算の根拠(施工歩掛、施工機械の選定等)資料及び施工単価条件の選定資料等を作成する。 (2) 特別単価作成 単価を作成する際、土地改良工事積算基準及び工事工種体系が定められていない工種で、各歩掛を組み合わせ構成した方が適切な場合には特別単価の作成を行う。 (3) 標準積算システム入力 事業(務)所において、標準積算システムを利用して	○
12 総合検討	前項までの作業について総合的に検討し、工事实施のための点検を行う。	○
13 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
14 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

(3) 機械設備等（山王海ダムー取水トンネル（流量調節装置等））

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 事前調査（診断）	設備の状況や問題点等を把握するために、関係機関から事前に既存資料収集や聞き取り調査等を行う。 これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。 なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集・整理する。	○
2 現地調査（設計）	関連する土木構造物及び施工条件等の設計に必要な内容について調査を行う。	○
3 概略診断 機能診断評価（診断） （健全度評価）	概略診断調査の結果により、部位毎及び設備全体の健全度評価を行い、詳細診断調査の必要性を判断する。	○
4 農業水利ストック 情報データの入力及び 登録	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	○